

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を  
改正する条例

大磯町一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成20年大磯町条例第17号）の  
一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額(円)
1	371,000
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

平成28年2月16日提出

大磯町長 中 崎 久 雄